

一般事業主行動計画

令和2年4月1日
医療法人聖峰会

女性活躍推進法

『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』の趣旨に則り、女性職員が仕事と家庭を両立し継続して活躍できるよう、下記の通り行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2 状況把握

1) 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・役職者に占める女性労働者の割合について

女性職員が多い職場のため、役職を有する女性職員の割合は役職者全体で比べると高い水準である。

(役職者全体：109名 内 男性：58名 53% 女性：51名 47%)

2) 職業生活と家庭との両立に資する雇用環境の整備

- ・有給休暇取得率

有給休暇取得実績を比べると女性職員の取得率は高い水準であるが、部署によって有給休暇の取得率に差が出ている。

(全体取得率：63% 男性：58% 女性：64%)

3 計画内容

1) に対する目標

役職者における女性職員の割合について、50%以上を目指す。

対策

- ①将来の役職者候補を早期から育成するためのキャリア制度構築及び副主任の新設
- ②昇進に対する意識及び意欲向上を目的とした育成研修を実施
- ③人事考課時における上位管理職からのフィードバックの改善

2) に対する目標

女性職員の有給休暇取得率70%への向上を目指し、職業生活と家庭との両立しやすい環境を整える。

対策

- ①職員皆が業務改善を意識し、効率よく業務ができる環境づくりのための啓蒙活動の実施
- ②積極的な採用及び離職防止に努め人材不足の解消を目指す
- ③部署ごとの有休取得率の差を改善するための、改善策の検討及び実施